平成２２年（フ）第３号
鹿児島県大島郡知名町大字下平川303番地
債務者　中村　勝次
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第７号
鹿児島県奄美市名瀬安勝町９番22号
債務者　吉永　健志
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第２１０号
鹿児島県志布志市志布志町安楽356番地１
アップルタウン慶京Ｄ棟101号
債務者　上原　　斉
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
沖縄県国頭郡恩納村字山田10番地
債務者　呉屋みゆき
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２号
沖縄県名護市宮里１丁目３番20－２－Ａ号
コーポ葵
債務者　山入端秀光
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４号
沖縄県名護市字数久田３番地
債務者　比嘉ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第３５３号
福井市丸山２丁目1617番地
債務者　吉川　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
福井県鯖江市舟津町４丁目16番８号
債務者　合川　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
福井県坂井市丸岡町長畝第32号40番地乙、元住所福井県坂井市丸岡町城北３丁目43番地
債務者　北出　清二
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
福井県坂井市春江町いちい野703番地
債務者　小寺美和子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
長野市吉田５丁目９番40号
債務者　村田　正弘
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
長野県上田市国分1632番地２　コーポ和光101号、前住所長野県上田市芳田1752番地３
債務者　大塚　雄一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第６号
長野県上田市国分1632番地２　コーポ和光101号、前住所長野県上田市芳田1752番地３
債務者　大塚惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４０号
兵庫県宝塚市ふじガ丘26番５号、住民票上の住所神戸市兵庫区下祇園町19番２号
債務者　田中　淳司
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県伊丹市昆陽南４丁目４番６―210号
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４４５号
山口県下関市長府古城町６番32号
債務者　永田光太郎
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
山口県下関市彦島福浦町２丁目１番11号
債務者　炭惠　博美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
山口県下関市彦島福浦町２丁目１番11号
債務者　炭惠れい子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係